

ファミリーシップ宣誓書受理証明書

宣誓者

氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日

近親者等

近親者等の 氏名		生年月日	年 月 日
近親者等の 氏名		生年月日	年 月 日
近親者等の 氏名		生年月日	年 月 日

宣誓日

交付番号

年 月 日	宣誓第 号
-------	-------

あま市ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、ファミリーシップの宣誓をされたことを証します。

愛知県あま市長

印

○ 注意事項

- 1 この受理証明書は、あま市ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に従って取り扱ってください。なお、この受理証明書は、法的効力を有するものではありません。
- 2 次の場合は、受理証明書及び受理証明カードを返還してください。
 - (1) 宣誓者の意思により宣誓者間のファミリーシップが解消されたとき。
 - (2) 宣誓者の双方又は一方が市内に住所を有しなくなったとき。 ※1
 - (3) 宣誓者の一方が死亡したとき。 ※2
 - (4) 要綱第13条の規定により、宣誓が無効となったとき。
 - (5) 上記に掲げるほか、返還すべき事由が生じたとき。※1 ファミリーシップが継続しており、一方が社会的事情により住所を有しなくなった場合を除く。
※2 近親者等と引き続きファミリーシップの関係の継続を希望する場合を除く。
- 3 次の場合には無効になります。
 - (1) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。
 - (2) 受理証明書等を不正に利用し、又は偽造し、若しくは変造したと市長が認めるとき。
 - (3) 要綱第3条の規定に反するとき。
 - (4) 要綱第4条第2項の規定に反するとき。

○ 通称名を使用している場合

以下に戸籍上の氏名(外国人の場合は、これに準じるもの)を記載します。

戸籍上の氏名		
通 称 名		

<この受理証明書を提示された方へ>

あま市では、「あま市人権尊重のまちづくり条例」の理念に基づき、多様な性のあり方について正しく理解するとともに、互いに認め合い、誰もが自分らしく生きていくための権利が尊重される社会を実現するため、ファミリーシップ宣誓制度を実施しています。

この受理証明書は、宣誓者があま市ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に規定するファミリーシップ(互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合っている又は協力し合うことを約束した2人の関係及び当該パートナーの一方又は双方と生活を共にしている3親等内の者その他市長が適当と認める者を含め、家族であると約束した関係)にあることを宣誓し、あま市がその宣誓書を受理したことを証するものです。

宣誓者が、その関係性を説明し、理解を得ていくためのものとして、提示することがあります。この受理証明書を提示された方は、本制度の趣旨を十分ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、本制度を利用する方の個人情報(本制度を利用していること等)については、本人の同意なく口外しないでください。